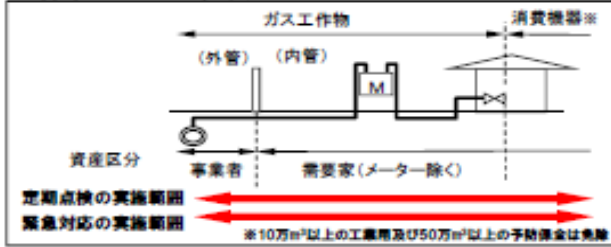


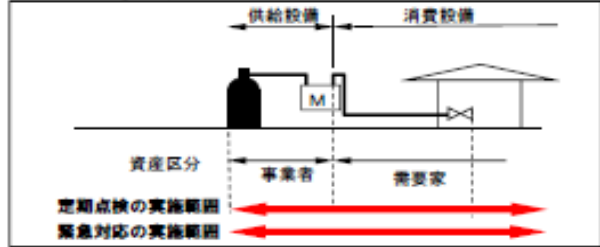
電気・プロパンとの保安制度の比較

- 定期点検：都市ガスとLPGは消費機器を含む需要家資産まで実施義務あり
電気は消費機器の実施義務なし
- 緊急対応：都市ガスとLPGは消費機器を含む需要家資産まで実施義務あり
電気は需要家資産についての実施義務なし
- 都市ガスの事故届出件数では、消費段階のものが最も多い。

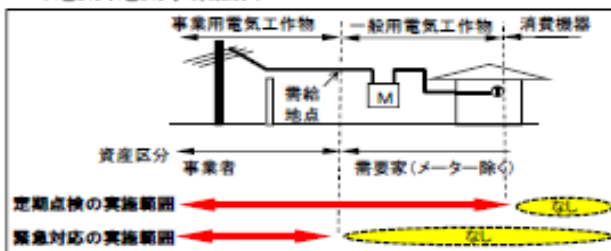
＜都市ガス(ガス事業法)＞



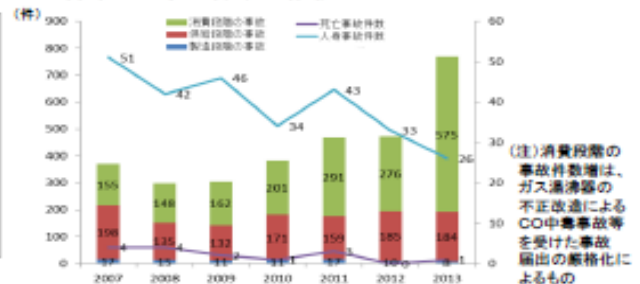
＜LPG(液石法)＞



＜電気(電気事業法)＞

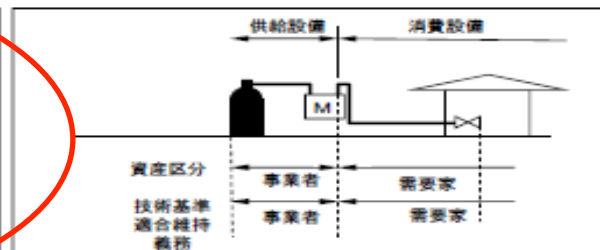
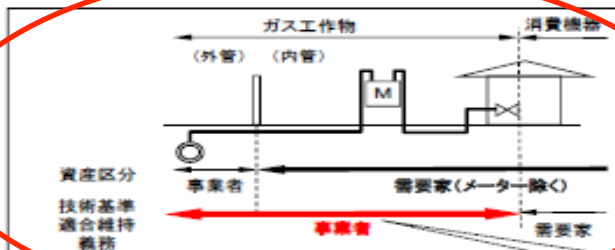


＜都市ガス事故件数の推移＞

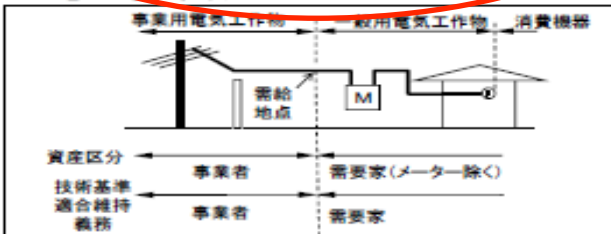


事業者と利用者の責任分担

■都市ガスでは、お客さまの資産であるガス工作物の責任（技術基準適合維持義務）を事業者が担っており、電気やLPGと異なり、資産区分と責任区分が一致していない状態。



＜電気(電気事業法)＞



※ガス事業法28条(ガス工作物の技術基準適合維持義務)
「一般ガス事業者は、一般ガス事業の用に供するガス工作物を経済産業省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。」

《参考 2 1 : 小売託送供給約款 (需要場所で払い出す託送供給) (東京ガス)》

3 3. ガス工事の申し込み

(1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む方(以下「工事 申込者」といいます。)は、ガス工事約款に基づき、当社にガス工事の申し込みをしていただきます(35 (ガス工事の実施) (1) ただし書により当社が承諾した工事人(以下「承諾工事人」といいます。)に ガス工事を申し込む方を除きます。)

3 4. ガス工事の承諾義務

(1) 当社は、33 (ガス工事の申し込み) (1) のガス工事の申し込みがあった場合には、(2) に規定する場合を除き承諾いたします。

3 5. ガス工事の実施 — ガス工事の施工者等 —

(1) ガス工事は、当社に申し込んでいただき、当社が施工いたします。ただし、(2) に定める工事は承諾 工事人に申し込んでいただき、承諾工事人に施工させることができます。

(2) ガス工事のうち、工事申込者が承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧(ゲージ圧力で 0.1 メガパスカル未満の圧力をいいます。)でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が 16 立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物(ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。)で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事 ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事 ③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事 ④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事 ⑤ ガス栓のみを取り替える工事 ⑥ ①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事

3 6. 内管工事に伴う費用の負担

— 供給施設の所有区分と工事費 —

(3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、① に定める方法により算出した見積単価(ただし、②に掲げる工事を除きます。)に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要な付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものといたします。

《参考 2 2 : ガス安全小委員会 議事録 (主婦連大河内委員発言)》

○内管工事や維持のところはガスの導管事業者さんの責任ということになったことで、これからの新築のガス工事の保安基準が保たれるところでは歓迎しています。ただ、ガスの導管事業者さんに全ての内管工事の保安責任を任せてしまうというときに、既に自由化されているLPガスのところでは様々な消費者問題というか、苦情が寄せられています。それは工事価格の問題なんですけれども、工事価格を安くしてそれをガス料金に乗せるとか、無償配管、配管はただでやっけてあげますよと言って、そうすると切り替えができなくなるとか、いろんなことが起きているんですが、都市ガスの方でもそういうことが起きるのではないかと心配としてあります。

価格というのは保安に大きく関わってくるところだと思いますし、私たち需要家というか消費者は、自由化によってガスが選べるようになると言われても、生まれてから1回も選んだことがないような商品を選ぶというのはとても難しいことだし、今までは保安というのは価格の中に含まれているんだと思ってぼんやりしていたわけですから、そこのところをどこかがちゃんと見てくれるとか、経産省さんが監視するのとかどうか、その辺のところは気になるので、お答えいただけたらと思います。

3. 敷地内ガス工事料金はガス導管事業者の独占価格であり、それに関する行政のチェックは必須。

- ・新築の住宅などの敷地内ガス工事料金は、既存のガス導管事業者が託送料金約款で工事事業者を指定してガス工事価格を設定することになっているが、LPガスに対抗するため、新築や改築時での営業活動の中で、ガス新設工事や器具のセット販売なども想定される。
- ・この敷地内ガス工事料金は、ガス導管事業者がそこで不当な利益をあげることはないのか、逆にガス小売とセット販売価格で不当に安くすることで、無償配管のような問題が起きないのかが危惧される。敷地内ガス工事料金はガス導管事業者の独占価格であり、行政のチェックが必要。この点、指針の中で明確化をされているか。
- ・託送供給約款の制定を免除している承認事業者には託送料金約款がないが、その場合、これらの事業者の敷地内ガス工事料金について、経済産業省はどのようにチェックするのか、指針の中に明らかにされているのか。
- ・この問題は、6月16日に開催された第33回ガスシステム改革小委員会で消費者委員から指摘があったが、経産省事務局が回答を保留した件である。この場で明確にしていきたい

<参考23：ガスシステム改革小委員会資料>

